

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	質問内容	回答
1	3	1	1-1	(7)				事業方式	PPA事業にかかる契約の締結は必須と考えてよろしいでしょうか。	参加資格要件を見直します。 太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません(PPA事業を提案しない場合は、本事業にて太陽光発電設備の設置を行います)。 PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。 詳細は実施方針をご確認ください。
2	3	1	1-1	(7)				事業方式	PPA事業は、本事業において貴市と契約を結んだ共同企業体が指名する事業者と随意契約するという認識でよろしいでしょうか。	参加資格要件を見直します。 太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません。 PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。 PPA事業を提案する場合は、本事業の参加資格要件を満たした共同企業体の構成員又は協力企業と随意契約を締結する想定です。 詳細は実施方針をご確認ください。
3	3	1	1-1	(7)				事業方式	PPA事業にかかる契約について、契約内容をご開示いただけませんか。	参考として、環境省が公表する仕様書及び契約書のひな型を入札公告時に公表します。
4	3	1	1-1	(9)	1)		1	事前調査業務	事前調査業務(必要に応じて…)とあるが、土壌調査、振動・騒音測定の仕様はありますか	仕様はありません。 各法令、条例等に基づき業務を履行してください。 (土壌汚染対策法、振動規制法、騒音規制法等)
5	3	1	1-1	(9)	1)		1	事前調査業務	地盤調査、土壌調査について、現状の調査結果資料をご開示いただけませんか。	入札公告時に公表します。土壌調査については、実施しておりません。
6	3	1	1-1	(9)	1)		2	本施設の設計業務	外構設計には、開発行為に該当する造成工事設計を含んでいないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。開発行為に該当しないことを前提とします。
7	3	1	1-1	(9)	1)		5	本事業に伴う各種申請等の業務	各種申請等の業務とあるが、開発許可及び土壌汚染防止法の申請等も含まれますか。	本事業の実施に必要な申請業務は含まれます。
8	3	1	1-1	(9)				事業の対象範囲	太陽光発電設備等の設計業務は本事業の事業範囲とのことで、費用負担についてもPPA事業の契約ではなく、本事業の予算に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	PPA事業の提案であるかに関わらず、太陽光発電設備等の設計業務は本事業の事業範囲です。
9	4	1	1-1	(9)	2)		2	什器・備品等の調達・設置業務	什器・備品の調達設置業務も業務内に含まれているが、既存備品の移動は考えられますか。もし考えられる場合、備品リストやどの部屋へどの程度設置する等の情報はございますでしょうか。	本事業において、既存備品の移動は想定しておりません。既存備品の移動は、本市にて実施する予定ですが、各学校の現状及び新しい学校の部屋数などにより精査をする必要があるため、備品リスト及び設置に関する情報の提供は難しいと考えます。
10	6	1	1-1	(12)				事業スケジュール(予定)	事業スケジュールで事業期間と引渡し日の期間の違いはどうなっていますか？	校舎の共用開始を令和9年4月1日まで、グラウンド等の供用開始を令和10年8月1日までとしています。その後、事後調査及びそれに伴う補償等、事業の終了は令和11年3月末を見込んでいます。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	質問内容	回答
11	11	2	2-3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	設計業務を行う企業は、監理業務を行うことはできないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	11	2	2-3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	設計業務、建設業務及び太陽光発電設備の設計業務と工事監理業務は、同一者又は資本金若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならない。と記載がございますが、設計業務と監理業務は別企業が行わなければならないということでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	14	2	2-3	(2)		b)	②	設計業務を行う者	②においてDBの構成員として参加していた場合も要件を満たしているとの解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。ただし、当該事業の設計企業として、設計業務に主として携わった場合に限りです。
14	14	2	2-3	(2)		c)	③	建設業務を行う者 (監理技術者・主任技術者の配置期間)	建設業務の監理技術者・主任技術者の配置期間については、設計期間や開校準備期間を除くと考えて宜しかったでしょうか。	配置期間は工事期間とします。
15	15	2	2-3	(2)		c)	③ iii)	建設業務を行う者	現場代理人・監理技術者・主任技術者は、兼任が可能でしょうか。また、監理技術者の実績要件(m等)はございますでしょうか。	本事業については、現場代理人・監理技術者・主任技術者は、兼任が可能です。監理技術者の実績要件は、実施方針に示します。
16	16	2	2-3	(2)		e)		太陽光発電設備の設計を行う者 (太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)	業務実施企業の参加資格要件16頁、e)①、②に記載のPPA事業者については参加条件からの除外が可能か。	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません(PPA事業を提案しない場合は、本事業にて太陽光発電設備の設置を行います)。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。
17	16	2	2-3	(2)		e)		太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)	共同事業体で参画することは可能でしょうか。	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。共同企業体での参加も可能としますが、その場合は、参加資格要件①をすべての事業者が、参加資格要件②はいずれかの事業者が満たしている必要があります。
18	16	2	2-3	(2)		e)	②	太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)	事業履行実績は、事業が完了していなくても、事業契約を締結していれば、実績としてみなされるとの理解でよろしいでしょうか。PPA事業は20年間など長期で契約を行っているため、事業完了となると実績がありません。	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	質問内容	回答
19	16	2	2-3	(2)		d)	②	工事監理業務を行う者	2013年4月1日以降延床4,000㎡以上の官公庁発注の施設一体型の小中一貫校又は義務教育学校の工事監理業務実績を有していることと記載がございますが、設計業務と監理業務を別会社で行う場合は、各社それぞれの実績が必要となりますでしょうか。	工事監理業務に係る実績要件については緩和します。詳細は実施方針に示します。
20	18	2	2-3	(4)				資格審査規則第10条に規定する有資格業者名簿又は熊本市物品売買(修理)契約参加資格者に関する要綱第5条に規定する熊本市物品関係競争入札(見積)参加資格者名簿に記載されていない者の参加	別途契約を締結する予定である、”太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する)”については、別途契約のため、別途契約の段階で、熊本市物品関係物品競争入札(見積)参加資格者名簿に登録されていればよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、入札参加申請時点で本市入札等参加資格を有していない場合、所定の申請書を提出してください。
21	19	2	2-5	(2)				事業者選定審議会の設置(落札者決定基準)	落札者決定基準について、審査項目の公開はありますか。	入札公告時に公表します。
22	19	2	2-5	(1)				提案等の審査	資格審査と提案審査の配点内訳はどうなっていますか。	入札公告時に公表します。
23	19	2	2-5	(1)				提案等の審査	提案審査の評価配点等事前に公表いただけますでしょうか。	入札公告時に公表します。
24	19	2	2-5	(1)				提案等の審査	最低制限価格の公表、予定価格の公表はされますでしょうか。総合評価の価格点はどの程度のウェイトを占めるのでしょうか。また、価格点の評価方法(計算式等)は公表されますでしょうか。	入札公告時に公表します。
25	22	4	4-1				7	都市計画法に基づく開発許可(立地条件)	都市計画法に基づく開発許可は法33条、34条のみでもよろしいか。開発行為(土地の区画形質の変更)はないと考えてよいですか。必要となった場合は調整池設置の可能性もあります。コンサル設計費、申請期間についてどのように考えられていますか。	開発行為に該当しない計画を前提としています。
26	24	7	7-4					入札に参加する者が1者である場合の措置	参加要件を緩和し広く募ることで、1者である場合の措置は不要と考えますが、項目からの削除が可能でしょうか。	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける調達契約については、公告に要する期間等を考慮し、本市としては入札に参加するものが1者であっても入札を執行することを標準的な取扱いとしています。入札参加者が1者である場合の取扱は明記することとしています。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する質問への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	質問内容	回答
27	27							資料1	物価スライドについては、適用して頂けるのでしょうか。 適用される場合、算出される指標及び計算式はどちらを採用されますか。 また、基準日は入札及び提案書提出日など、いつになりますでしょうか。 ご教授ください。	入札公告時に公表します。
28	28							資料1	計画変更について、市側の発案による変更は追加の対象となりますでしょうか。 また、軽微な変更とは、どの程度の変更でしょうか。	原則としてはお見込みのとおりです。軽微な変更とは、金額変更を伴わない変更を想定しています。
29	19	2	2-5	(1)				提案等の審査	・提案審査には価格評価と技術評価があると思います。 技術評価75% 価格評価25%の割合が多く見られると思いますが 競争のためにも、この割合程度が宜しいかと思ひます。	入札公告時に公表します。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	意見内容	回答
1	2	1	1-1	(5)	4)			避難所機能を有した施設整備(階数)	要求水準を満たせば、4階建て以外の計画も可能として頂きたい。	地域住民が避難できる4階建ての施設を基本としますが、要求水準書の内容(高潮の最大浸水想定5~10m、近隣農地等への日影等)を考慮した計画であれば、4階建て以外の提案も可能です。
2	4	1	1-1	(9)	2)			建設・工事監理業務(太陽光発電設備を除く)(業務範囲)	建設・工事監理業務において「太陽光発電設備は除く」とありますが、設置工事および工事監理において、熊本市が直接発注を行うことでよいか(C工事的な取り扱い)	参加資格要件を見直します。 太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません(PPA事業を提案しない場合は、本事業にて太陽光発電設備の設置を行います)。 PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります。 詳細は実施方針をご確認ください。 なお、PPA事業を提案する場合、設置工事および工事監理は、PPA事業の中で実施します。
3	4	1	1-1	(9)	2)		3	建設・工事監理業務(太陽光発電設備を除く)	建設・工事監理業務のなかに工事監理業務があるが、1)の設計業務に工事監理業務を含めて設計・監理業務としていただきたい。	工場の品質確保のため設計業務・工事監理業務を同一の者が担当することは認めていません。
4	4	1	1-1	(10)				契約金額(消費税等相当額を含む金額)	本事業における事業費上限価格が明示されていませんが、正式公告の際に、明示されるのでしょうか。また、明示されない場合は、基本計画書記載の事業費金額を上限金額と認識してよろしいでしょうか。	入札公告時に公表します。
5	5	1	1-1	(11)	1)			設計費	設計費の支払いは完了払いとなっているが、前払いも設定していただきたい。	ご意見として承ります。入札公告時に示します。
6	6	1	1-1	(12)				事業スケジュール(予定)	事業期間が「~令和11年3月末まで」と記載がありますが、供用開始日(第2期)が「~令和10年8月1日まで」となっております。「令和10年8月から令和11年3月末までの期間」については、事後調査期間という認識でしょうか？もしくは、事業期間の完了日を「~令和10年8月1日までに適宜変更」することは可能でしょうか。	校舎の共用開始を令和9年4月1日まで、グラウンド等の供用開始を令和10年8月1日までとしています。その後、事後調査及びそれに伴う補償等、事業の終了は令和11年3月末を見込んでいます。
7	10	2	2-2	(4)				落札者の決定及び公表(落札者の決定に伴う採点基準)	採点基準については、熊本市の従来案件と同様に仮に満点を100点とした場合「技術提案点:75点」+「価格点:25点(全体の25%相当)」の配点区分でお願いします。価格点による競争力を判断することで、DB発注の意義があるかと思えます。	入札公告時に公表します。
8	11	2	2-3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	設計業務と工事監理業務は同一者または資本面若しくは人事面において関連のある者同士が実施してはならないとありますが、設計業務と監理業務は意思伝達業務も含めて、建築士業務であり同一者が行うことも認めていただきたい。今回の事業方式であれば、設計業務と監理業務に利害関係が相反する関係ではないと考えます。	工場の品質確保のため設計業務・工事監理業務を同一の者が担当することは認めていません。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	意見内容	回答
9	11	2	2-3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	設計業務を実施する者と工事監理業務を行う者は同一者が実施してはならないと規定されておりますが、建物品質の確保および設計意図伝達業務(工事期間中での設計者対応業務)の必要性から、「設計業務を行う者と工事監理を行う者は同一であっても良い」と修正をお願いします。	工事の品質確保のため設計業務・工事監理業務を同一の者が担当することは認めていません。
10	11	2	2-3	(2)				業務実施企業の参加資格要件	設計業務と工事監理業務は同一者では不可とあるのを、同一で可としていただきたい。(本来、設計と監理は一体の業務のため)	工事の品質確保のため設計業務・工事監理業務を同一の者が担当することは認めていません。
11	16	2	2-3	(2)		d)	②	工事監理業務を行う者(業務実施企業の参加資格要件)	上記で同一者であれば問題ないのですが、工事監理業務にも②の要件が必要となると応募者が限られてくるため、削除をお願いします。	工事監理業務に係る実績要件については緩和します。詳細は実施方針に示します。
12	16	2	2-3	(2)		e)	②	太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)	当社は、PPA事業に関して運用中の事業1件しか実績がございません。実績件数について緩和をお願いできません。運用中の1事業以外に2023年度中に他の自治体と契約予定が1件ございます。→質問項目でも記載した通り、PPA事業は20年間など長期で契約を行っているため、事業完了の実績を求められた場合、参加企業が絞られてしまい、競争の原理が働かなくなるのではないのでしょうか。	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。
13	16	2	2-3	(2)		e)		太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)(業務実施企業の参加資格要件)	太陽光発電の設計を行う者が要件①②を満たすという個所は削除をお願いします。	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません(PPA事業を提案しない場合は、本事業にて太陽光発電設備の設置を行います)。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。
14	16	2	2-3	(2)		e)		太陽光発電設備の設計を行う者(太陽光発電設備を用いて発電した電力を本施設に供給するPPA事業に係る契約を本市と締結する者)(入札者の参加資格要件)	「太陽光発電設備の設計を行う者」の参加資格要件として、「PPA事業に係る契約を熊本市と行う者」との条件があり、かつ、「熊本市物品売買契約参加資格者」および「PPA方式による事業履行実績2件」の条件が記載されております。本事業の行う範囲としては、「太陽光発電設備の設計」のみですので、物品売買登録や施工及び事業実績は必要ないと考えます。設計については、建物設計を行う者で業務対応可能です。 入札参加資格要件として、本項目の削除をお願いします。(業務内容に含んでいることは問題ありません)	参加資格要件を見直します。太陽光発電設備の設置は必須としますが、PPA事業については必須とはしません(PPA事業を提案しない場合は、本事業にて太陽光発電設備の設置を行います)。PPA事業を提案する場合は、参加資格要件を満たす必要があります(実績要件を緩和します)。詳細は実施方針をご確認ください。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業

実施方針(案)に関する意見への回答

No	頁	1	1-1	(1)	1)	a)	①	項目等	意見内容	回答
15	19	2	2-5	(1)				提案等の審査	<p>本事業は設計・建設等の業務を一括で行うDB方式による事業方式であり、価格評価及び技術評価で選定される方式です。価格評価と技術評価の配点割合ですが、価格評価が高ければ、金額重視になってしまいます。</p> <p>また、金額重視になると、今日の物価上昇を考えると、より良い提案が出来なくなる可能性などが考えられるため、価格重視ではなく、可能な限り技術評価を重視して頂けないでしょうか。</p> <p>(提案評価90%:価格評価10%)</p>	入札公告時に公表します。